

③市区町村長による氏名のフリガナの記載

通知書のフリガナが正しく、②の届出がなかった場合、令和8年5月26日以降に、通知書のフリガナが戸籍に記載されます。誤りがなければ、届出しなくても通知書のとおり戸籍に記載されますのでご安心ください。

この場合、1回に限り氏・名のフリガナの変更の届出ができます。(市区町村長に届出をした後にフリガナを変更するには、家庭裁判所の許可を得て届出する必要があります。)

戸籍にフリガナが
記載されます

(戸籍の写しイメージ)

全部事項証明	
本 籍 名	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番地
氏 名	法 務 太 郎
氏の振り仮名	ホウム
戸籍に記録されている者	【名】 太 郎 【名の振り仮名】 タロウ

フリガナを記載します

フリガナの届出は
書面、マイナポータル
どちらからでも

OK

1年以内に届出がなければ
市区町村長が
フリガナを記載します

よくあるご質問

Q1 制度開始に当たって気をつけることはありますか。

A1 他の行政手続(年金等)において既に使用している氏名のフリガナを確認しておきましょう。戸籍上の氏名のフリガナと食い違うことがあると、他で使用しているフリガナの変更手続が必要となるなど、不都合が生じる可能性があります。

Q2 戸籍の届出の際に氏名の読み方を記載したはず・・・

A2 本制度の開始前までは、出生届等に記載された氏名の読み方を住民基本台帳事務の処理の便宜のために使用されていました。本制度により戸籍にフリガナが記載されると、住民票にも記載され公証の項目となります。今回の通知のフリガナが正しければ、届出しなくても戸籍に記載されますのでご安心ください。

Q3 戸籍にフリガナが記載されるメリットは何ですか。

A3 フリガナが戸籍上一意に特定されることで、データベース上の検索等の処理が容易になり、誤りを防ぐことができ、行政のデジタル化の推進のための基盤が整備されます。また、金融機関等で、複数のフリガナを使用して別人を装う規制の潜脱行為を防止することができます。

お問い合わせ

大石田町町民税務課住民グループ ☎35-2111(内線122・123)

戸籍にフリガナが記載されます～令和7年5月26日施行

フリガナの通知を必ず確認しよう!



大石田町が本籍の方に
令和7年7月初旬にハガキが届きます

制度の詳細はこちら
法務省HP



氏名のフリガナは、これまで戸籍上公証されていませんでしたが、戸籍法の改正により、戸籍の記載事項に氏名のフリガナが追加されます。

下記①②③の流れで戸籍にフリガナが記載されます。

①本籍地の市区町村長による通知

本籍地の市区町村長から、「戸籍に記載される予定の氏名のフリガナの通知書」が順次郵送されます。通知書は戸籍単位で、原則として戸籍の筆頭者宛てに郵送されますが、戸籍内で別住所の方には別に郵送されます。大石田町が本籍の方には、7月初旬に郵送予定です。

戸籍に記載する予定のフリガナの通知が届きます

戸籍に記載される振り仮名の通知書

誤っている場合は
必ず届出をしてください

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

本籍	〇〇県〇〇市〇〇12345番
【氏の振り仮名】	
氏	法 務
振り仮名	ホウム
氏の振り仮名の届出が可能な方	法務 太郎 様のみ

【名の振り仮名】

①	名	太 郎
	振り仮名	タロウ
②	名	京 子
	振り仮名	キョウコ
③	名	正
	振り仮名	タダシ
④	名	ゆり
	振り仮名	ユリ
名の振り仮名の届出が可能な方		①～④の方が個別に届出可能です。(未成年者については、親権者からの届出も可能です。)

正しい場合は、届出をしなくても通知のとおりに戸籍に記載されるから安心だよ!

②通知書を確認し、誤っている場合は必ず届出!

通知書のフリガナが現に使用しているフリガナと異なる場合、必ず届出が必要です。届出期間は令和8年5月25日までです。氏のフリガナは原則戸籍の筆頭者が、名のフリガナは各人(15歳未満は親権者)が届出できます。届出は、マイナポータルからのオンライン届出、本籍地への郵送または最寄りの市区町村窓口でできます。

今後、出生届や帰化届等により初めて戸籍に記載される方は、その届出時に併せてフリガナを届け出ることとなり、その読み方は一般に認められているものでなければならないとの規律が設けられました。